

旅行サービス手配業の新規登録申請について

1 必要書類について

別添「申請書類一覧表」を参照してください。ただし、必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

2 書類の提出について

書類の内容についてヒアリングしますので、郵送ではなく書類を持参してください。（担当者が不在にすることもありますので、必ず電話で来庁日時を予約後にお越しくください。）

3 旅行サービス手配業務取扱管理者について

旅行サービス手配業を行う場合は、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任が義務づけられています。

旅行サービス手配業務取扱管理者とは（旅行業法第 28 条）（平成 30 年 1 月 4 日施行）

- ・ 観光庁長官の登録を受けた指定研修機関の研修を修了した者
- ・ 総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

既に旅行業法第 11 条の 3 の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任する場合は、「旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表」に合格証又は認定証の写しを添えて提出してください。

4 定款等の目的について

定款等の事業目的欄には、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」の記載が必要です。

静岡県文化・観光部観光政策課 企画班

電話番号：054-221-2858